

埼労発基 0727 第 1 号
令和 3 年 7 月 27 日

埼玉地方最低賃金審議会
会長 佐野 勝正 殿

埼玉労働局長
増 田 嗣 郎

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

別表に記した申出者から最低賃金法（昭和 3 4 年法律第 1 3 7 号）第 1 5 条第 1 項の規定に基づき、下記の 5 件の特定最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第 2 1 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

記

- 1 埼玉県非鉄金属製造業最低賃金
（平成 2 0 年埼玉労働局最低賃金公示第 2 号）
- 2 埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
（平成 2 0 年埼玉労働局最低賃金公示第 3 号）
- 3 埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金
（平成 2 0 年埼玉労働局最低賃金公示第 4 号）
- 4 埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金
（平成 2 0 年埼玉労働局最低賃金公示第 5 号）
- 5 埼玉県自動車小売業最低賃金
（平成 2 0 年埼玉労働局最低賃金公示第 7 号）

特定最低賃金の改正決定の申出状況

ケース別	最低賃金の件名くくりの範囲	適用労働者数	申出日及び申出者	協約覚書適用労働者数又は機関決定労働者数
労働協約	非鉄金属製造業 ※ E23 (小分類のE231・235・239を除く。)	4,886人	令和3年7月14日 日本基幹産業労働組合連合会埼玉県本部 委員長 ト部勝則 ジェイエイエム (JAM) 埼玉会長 谷内 聡 全日本電線関連産業労働組合連合会埼玉地方協議会議長 廣瀬 裕	2,301人 (47.09%)
労働協約	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 ※ E28、E29 (細分類のE2973 (心電計製造業を除く。))を除く。)、 E30	34,126人	令和3年7月14日 全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会 埼玉地方協議会 議長 竹内秀之 ジェイエイエム (JAM) 埼玉会長 谷内 聡	18,454人 (54.08%)
労働協約	輸送用機械器具製造業 ※ E31 (小分類のE315・319 (細分類のE3191を除く。))を除く。)	45,503人	令和3年7月14日 全日本自動車産業労働組合総連合会 埼玉地方協議会議長 二階堂 祐輔 ジェイエイエム (JAM) 埼玉会長 谷内 聡	23,124人 (50.82%)
労働協約	光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業 ※ E275、E323	3,359人	令和3年7月14日 ジェイエイエム (JAM) 埼玉会長 谷内 聡 日本化学エネルギー産業労働組合連合会埼玉地方協議会議長 田中 勇希	1,959人 (58.32%)
公正競争	自動車小売業 ※ I591 (細分類のI5914を除く。)	16,582人	令和3年7月14日 全日本自動車産業労働組合総連合会 埼玉地方協議会議長 二階堂 祐輔	6,349人 (38.29%)

注) ※は、日本標準産業分類 (平成25年10月30日総務省告示第405号) による分類を記載。